表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病２価・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン	757,700	20,300			16	2	を
「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢―粘膜病２価・牛パラインフルエンザ・牛ＲＳウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン	757,700	20,300			16	2	に、
アカバネ病・イバラキ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症・ピートンウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン	690,900	20,300	23	14	12	2	」
「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン	284,600	20,300			10	2	を
マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン	263,700	20,300		10	10	2	」
「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン	毒性限度確認試験及び力価試験１を実施する場合 284,600 安全試験及び力価試験２を実施する場合 399,500	20,300			10	2	に、
マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（油性アジュバント加）不活化ワクチン	263,700	20,300		10	10	2	
豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症（１型部分精製・無毒化毒素）・豚丹毒混合（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン	859,900	20,300			11	2	」
「イリドウイルス感染症不活化ワクチン	302,100	20,300		11	9	2	を
「イリドウイルス病不活化ワクチン	302,100	20,300		11	9	2	に、
「イリドウイルス感染症・ぶりα溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン	570,600	20,300		11	9	2	を
イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン	862,200	20,300			11	2	」
「イリドウイルス病・ぶりα溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン	570,600	20,300		11	9	2	に
イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン	862,200	20,300			11	2	」

改める。

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

「炭疽生ワクチン（シード）	2,200	22,200		2		2	を
「炭疽生ワクチン（シード）	2,200	22,200		2		2	」
マンヘミア・ヘモリチカ（１型）感染症不活化ワクチン（油性アジュバント加溶解用液）（シード）	212,900	20,300		11	11	2	に、
「豚ストレプトコッカス・スイス（２型）感染症（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（シード）	370,800	20,300		11	11	2	を
「豚ストレプトコッカス・スイス（２型）感染症（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（シード）	370,800	20,300		11	11	2	」
豚大腸菌性下痢症不活化・クロストリジウム・パーフリンゲンスマキソイド混合（アジュバント加）ワクチン（シード）	585,000	20,300		14	14	2	に

改める。

○農林水産省告示第二千二百六十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十一月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

ただし書中「(60)まで」を「(63)まで」に改め、(103)を(106)とし、(34)から(102)までを三ずつ繰り下げ、(33)を(35)とし、(35)の次に次のように加える。

(36)　豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合（アジュバント加）ワクチン（シード）

ただし書中(32)を(34)とし、(7)から(31)までを三ずつ繰り下げ、(6)の次に次のように加える。

(8)　(7)　牛ＲＳウイルス感染症生ワクチン（シード）

牛流行熱（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）